平成23年 3月29日

(趣旨)

- 第1条 国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)における施設整備事業に伴う,競争契約参加資格審査については,国立大学法人電気通信大学会計規則その他の規程、規則又はこれらに基づく特別の定めによるほか,この要項の定めるところによる。 (基本通知の適用)
- 第2条 施設整備事業実施のための競争契約参加資格審査に係る本要項の運用においては、「競争契約参加資格審査手続の簡素合理化に関する申合せ」(平成6年1月12日各省庁申合せ)の規定を適用するものとする。ただし、同申合せ二(一)ウの規定は適用しない。

(規程の準用)

第3条 前条の他,本要領の運用においては,「一般競争参加者の資格」(平成21年3月25日文部科学大臣決定)を準用するものとする。

(一般競争参加者の資格制限)

第4条 一般競争参加者の資格制限については,「一般競争参加者の資格制限」(平成21年3月9日文部科学大臣決定)を準用するものとする。

(指名競争参加者の資格)

第5条 指名競争参加者の資格については、「指名競争参加者の資格」(平成13年3月14日 文部科学大臣決定)を準用するものとする。

(指名基準)

第6条 指名基準については、「指名基準」(平成17年5月16日文部科学大臣決定)を準用するものとする。

(特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格)

第7条 特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格については,「特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格」(平成13年1月6日文部科学大臣決定)を準用するものとする。

(建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱)

第8条 建設工事に係る一般競争参加資格等の取扱いについては,「建設工事に係る一般 競争参加資格等の取扱い」(平成21年3月25日付け20文科施第8019号文教施設企画部長 通知)を準用するものとする。

(共同企業体等の取扱い)

第9条 共同企業体等の取扱いについては、「共同企業体等の取扱いについて」(平成18年11月7日付け18文科施第360号文教施設部長・会計課長通知)及び「共同企業体等の取扱いについて」の事務処理について」(平成19年3月15日付け18施施企第63号契約情報室長通知)を準用するものとする。

(共同企業体に係る同種工事経験等の取扱い)

第10条 競争入札における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについては、「一般 競走 入札方式等における共同企業体に係る同種工事経験等の取扱いについて」(平成 14年11月15日付け14施施企第21号文教施設部施設企画課監理室長通知)を準用するもの とする。

(指名停止等の措置要領)

第11条 工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領については、「建築工事の請負契約 に係る指名停止等の措置要領について」(平成20年3月28日付け19文科施第507号文教施 設企画部長通知)を準用するものとする。

(指名停止等の措置要領に係る事務手続)

第12条 前条に係る事務手続については、「「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」の事務処理について」(平成7年8月18日付け7施指第36号文教施設部指導課監理室長通知)を準用するものとする。

(情報公開)

第13条 競争参加資格及び基準等に関する情報公開については,「工事に係る競争参加資格及び基準等に関する事項の公表について」(平成20年3月7日付け19文科施第462号文教施設部長通知)を準用するものとする。

(読替え規定)

第14条 第3条から第8条並びに第12条から第16条に掲げる被準用の通知等の中において、「予算決算及び会計令」「文部省発注工事請負等契約規則」を「国立大学法人電気通信大学会計規則等」に、並びに「支出負担行為担当官」と「契約担当官等」を「契約責任者」に、「国立学校」と「国立大学」を「国立大学法人」にそれぞれ読替えるものとする。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。